新潟市告示第338号

新潟市スポーツ大賞に関する要綱の制定について

新潟市スポーツ大賞に関する要綱を制定したので告示する。

平成16年11月10日

新潟市長 篠田 昭

新潟市スポーツ大賞に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は,スポーツの分野における輝かしい活躍を通じて,市民に勇気や希望や感動を 与えることに顕著な功績のあったものを表彰するため,必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 市長は,次の各号の一に該当する個人又は団体に対して新潟市スポーツ大賞を授与し,これを表彰することができる。

国際的な規模で開催されるスポーツの競技大会において,優秀な成績を収めたもの 前条の趣旨に照らして市長が特にふさわしいと認めるもの

2 前項の規定による表彰(以下「表彰」という。)は,市内に居住し,若しくは市にゆかりのあるものに対して行う。

(表彰の方法)

第3条 表彰は,市長が表彰状を授与して行う。この場合において,副賞を贈呈することができる。 (表彰の時期)

第4条 表彰は,随時行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日以後に第2条第1項各号の一に該当することとなったものについて適用する。